

A decorative graphic on the right side of the page. It features three sets of concentric circles in shades of blue. The top set is the largest, the middle set is smaller, and the bottom set is the largest again. Two thin blue lines originate from the top left and extend diagonally towards the middle set of circles.

エコアクション21

環境活動レポート

レポート対象期間

平成22年10月～平成23年9月

山興緑化有限会社

管理部 総務課 木川裕美

作成日：2011/11/30

改訂日：2012/8/7

山興緑化 環境方針

*基本理念

「再生、それは人と地球にやさしいリサイクル技術」

森で伐採されて私たちの生活に役立ってきた木材。

道路建設や土地造成など公共工事のために排出された伐採木。

これまでは焼却という手段で処理されてきました。しかしこれからは地球環境の為に、資源としてのリサイクル発想が求められています。

「土から生まれたものは、土にかえそう。」

この理念がある限り、更なる新発想で新たな可能性を追求していきます。

*基本方針

当社は基本理念をもとに、関係法令を遵守し、次の事項を自主的且つ積極的に取り組むと共に、定期的な見直し、システムの継続的な改善を行います。

- 1、エコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に取り組みます。
- 2、事業活動に伴って生じる二酸化炭素排出量と排水量を削減します。
- 3、受託した産業廃棄物を適正に処理し、再生利用、再資源化、減量化し、リサイクルに取り組むとともに、自社から排出する廃棄物の減量に努めます。
- 4、地域社会の一員として、事業場周辺の清掃活動等を通して、地域社会の環境リーダーとして貢献に努めます。
- 5、グリーン購入について学習し、推進します。
- 6、化学物質は、慎重かつ適正に使用・保管します。
- 7、関連法令を遵守し、環境理念・環境方針の周知徹底で、確実に実践します。

*営業目標

- ・ゆとりある営業活動を行い、エコドライブに努める。
- ・受託した産業廃棄物の処分・再資源化の仕組みを広めます。
- ・エコアクション21の取り組みを説明し、実践します。
- ・工場内のみならず、営業先、現場内でも再生利用を推進します。

環境方針策定日:平成21年11月20日

改訂日:平成23年10月22日

代表取締役 河村 健司

I 組織の概要

1、事業者名及び代表者名

山興緑化有限会社

代表取締役 河村 健司

2、所在地

本 社：島根県邑智郡美郷町小松地 320 番地

中間処理施設：島根県邑智郡美郷町小松地 316-4(小松地工場)

収集運搬車駐車場：島根県邑智郡美郷町小松地 316-4(小松地工場)

浜原チップ工場：島根県邑智郡美郷町浜原 358-1

木材加工工場：島根県邑智郡美郷町浜原 282 番地

3、環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 取締役部長 吉田 博之

担当者 管理部 龍岩 和則、木川 裕美

連絡先 電話:0855-77-0035 FAX:0855-77-0135

4、事業の規模

資本金：4,000 万円

売上高：6 億 7500 万円(平成 23 年度 9 月決算)

従業員数：35 名(平成 23 年 11 月末現在)

敷地面積 本社:169m²

小松地工場:36, 665m²

浜原チップ工場:事務所 229m²、工場 969m²

浜原木材加工工場:事務所 52m²、工場 658m²

5、事業内容

(1)事業範囲

<認証・登録対象活動範囲>

パーク堆肥の製造販売、山林伐採造材及び集積作業、

産業廃棄物収集運搬業(汚泥、木くず、家畜糞尿)及び処分業(木くずの破碎、堆肥)、

一般廃棄物収集運搬業及び処分業、パルプ用チップ製造販売、木材加工販売

(2)許可の内容

島根県産業廃棄物収集運搬業

事業の区分	積替え・保管行為を含まない
産業廃棄物の種類	汚泥、木くず、家畜ふん尿 以上 3 品目、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
許可番号	3200065599
許可取得年月日	平成 21 年 11 月 24 日
許可有効年月日	平成 26 年 11 月 23 日
許可の条件	特記事項なし

鳥取県産業廃棄物収集運搬業

事業の区分	積替え・保管行為を含まない
産業廃棄物の種類	汚泥、木くず、家畜ふん尿 以上 3 品目、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
許可番号	3104065599
許可取得年月日	平成 22 年 3 月 18 日
許可有効年月日	平成 27 年 3 月 17 日
許可の条件	特記事項なし

広島県産業廃棄物収集運搬業

事業の区分	積替え・保管行為を含まない
産業廃棄物の種類	汚泥、木くず、家畜ふん尿 以上 3 品目、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
許可番号	3400065599
許可取得年月日	平成 23 年 3 月 30 日
許可有効年月日	平成 28 年 3 月 29 日
許可の条件	特記事項なし



木くず収集運搬車

島根県産業廃棄物処分業

産業廃棄物の種類	破碎:木くず 堆肥再生:木くず、汚泥(有機物汚泥に限る)、家畜ふん尿 以上3品目、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
許可番号	3400065599
許可取得年月日	平成22年1月19日
許可有効年月日	平成27年1月18日
許可の条件	生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わない事。

破碎施設2

施設の種類	木くずの破碎施設(移動式)
設置の場所	島根県内全域
設置位置	邑智郡美郷町小松地316番地4外(基地破碎)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
設置年月日	平成12年7月19日
処理能力	128t/時間、8時間稼働、1,024t/日
設置許可年月日及び許可番号	平成14年3月29日、廃第31号の58(届出受理) 平成20年8月7日、廃第29号の2(変更許可)

破碎施設3

施設の種類	木くずの破碎施設(移動式)
設置の場所	島根県内全域
設置位置	邑智郡美郷町小松地316番地4外(基地破碎)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
設置年月日	平成21年4月28日
処理能力	128t/時間、8時間稼働、1,024t/日
設置許可年月日及び許可番号	平成20年8月7日、廃第28号 平成21年2月18日、廃第29号の5(変更許可)

破碎施設4

施設の種類	木くずの破碎施設(移動式)
設置の場所	島根県内全域
設置位置	邑智郡美郷町小松地316番地4外(基地破碎)及び島根県内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
設置年月日	平成21年4月28日
処理能力	128t/時間、8時間稼働、1,024t/日
設置許可年月日及び許可番号	平成21年2月18日、廃第28号の6 平成23年2月21日、廃第29号の4(変更許可)

堆肥化施設2

施設の種類	堆肥化施設
処理する廃棄物の種類	木くず、汚泥(有機物汚泥に限る)、家畜ふん尿
設置場所	邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外
設置年月日	平成 20 年 8 月 5 日
処理能力	50t／日
設置許可年月日及び許可番号	許可対象外

一般廃棄物処分業

業の区分	一般廃棄物処分業
許可の区分	一般廃棄物処分業における廃棄物処理及び収集運搬
許可の期間	平成 23 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日
事業区域	美郷町全域
その他必要事項	1) 事業にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。 2) 事業を実施するにあたり、事業所周辺の生活環境及び廃棄物運搬の際の周囲の生活環境には十分な配慮を行うこと。 3) 申請された内容に変更が生じる場合は、速やかに変更許可申請を行うこと。 4) 次の各号の一つに該当する時は、許可を取り消すことがある。 イ:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の4第 1 項の各号のいずれかに該当する時。 ロ:その他関係法令並びに、許可条件に違反したとき。

堆肥化施設 1	
許可の年月日	平成 20 年 8 月 5 日
許可番号	廃第 1 号の 2
施設の種類及び 所する一般廃棄物	ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設) 木くず、し尿汚泥
設置場所	邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外
処理能力	51.25t／日(木くず:51.25t／日、し尿汚泥:16.01t／日)
許可の条件	特記事項なし

留意事項	① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 ② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 ③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。
------	---

破砕施設 1	
許可の年月日	平成 20 年 8 月 5 日
許可番号	廃第 1 号の 3
施設の種類及び 所する一般廃棄物	ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設) 木くず 以上 1 品目、石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く
設置場所	邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外
処理能力	128t/時間 8 時間稼働 1,024t/日
許可の条件	特記事項なし
留意事項	① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 ② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 ③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。

破砕施設 2	
許可の年月日	平成 20 年 8 月 7 日
許可番号	廃第 1 号の 4
施設の種類及び 所する一般廃棄物	ごみ処理施設(政令第 5 条第 1 項、一般廃棄物の堆肥化施設) 木くず 以上 1 品目、石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く
設置場所	邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外
処理能力	128t/時間 8 時間稼働 1,024t/日
許可の条件	特記事項なし
留意事項	① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 ② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 ③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。

破砕施設 3	
許可の年月日	平成 20 年 8 月 7 日
許可番号	廃第 1 号の 5

施設の種類及び 所する一般廃棄物	ごみ処理施設(政令第5条第1項、一般廃棄物の堆肥化施設) 木くず 以上1品目、石綿含有一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物であるものを除く
設置場所	邑智郡美郷町小松地 316 番地 4 外
処理能力	128t/時間 8 時間稼働 1,024t/日
許可の条件	特記事項なし
留意事項	① 施設の設置にあたっては、各種関係法規を遵守すること。 ② 計画内容に変更等があった場合は、速やかに連絡し、指示を受けること。 ③ 施設の使用前検査を提出し、職員の検査を受けること。

(3) 施設等の状況

運搬車両について

産業廃棄物運搬車両の種類	運搬品目	保有台数	最大積載量
ダンプ	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	8,800kg
ダンプ	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	8,900kg
ダンプ	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	11,700kg
ダンプ(脱着コンテナ)	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	5,200kg
	脱着コンテナ(10m ³)	10	—
	脱着コンテナ(8m ³)	2	—
キャブオーバーグラップル付	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	9,100kg
キャブオーバーグラップル付	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	7,300kg
キャブオーバーグラップル付	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	7,800kg
キャブオーバーグラップル付	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	7,600kg
ダンプ	木くず・家畜ふん尿・汚泥	1	2,000kg

廃棄物の保管場所について

保管の上限量

・木くず(破碎チップ)

最大積み上げ高さ・・・2.5m

保管可能量・・・208.33m³

・木くず(枝葉・根株・建築廃材等)

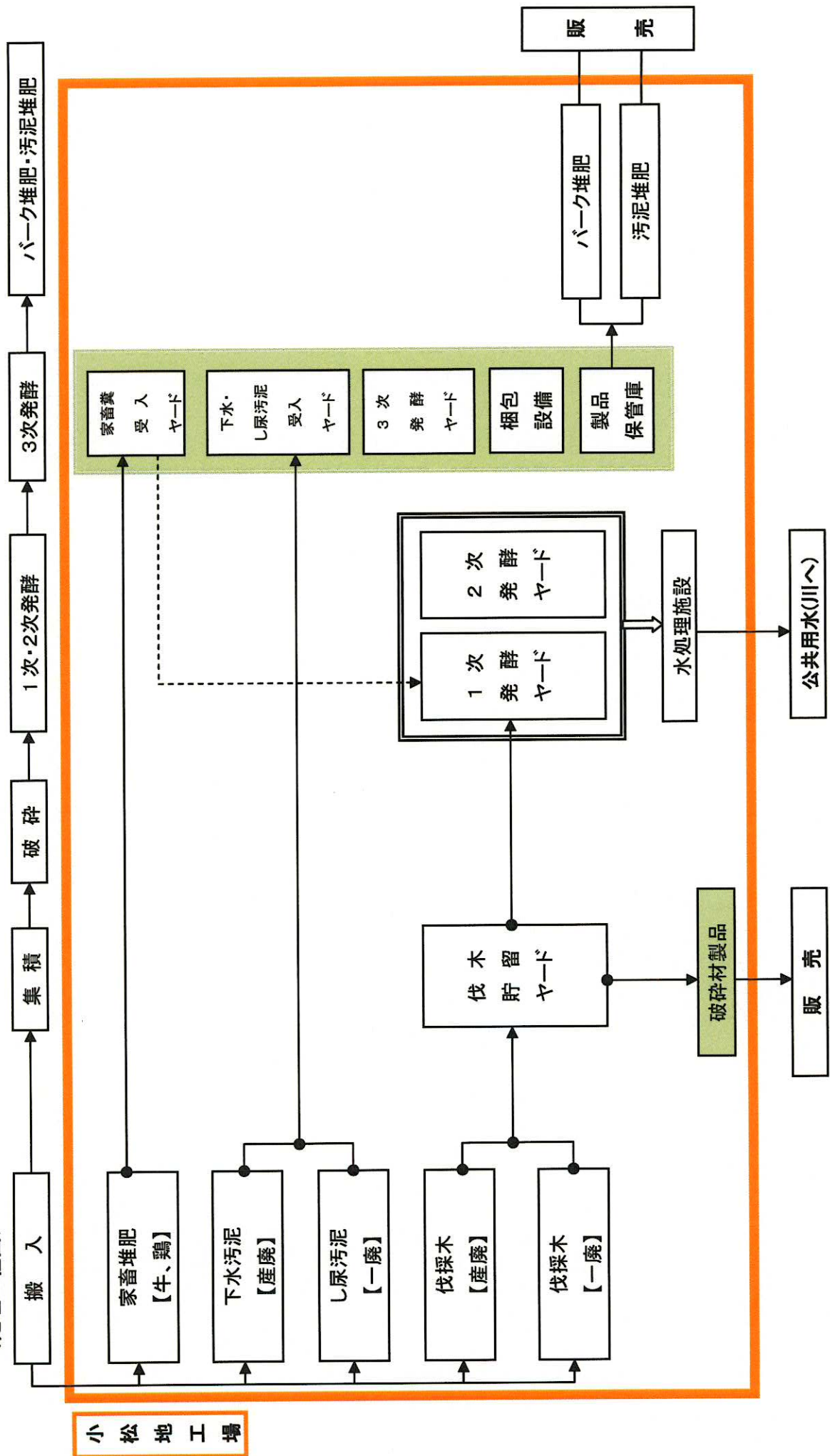
最大積み上げ高さ・・・5m

保管可能量・・・3,726.40m³



大和中学校社会見学

<処理工程図>



(4) 処理実績

収集運搬	平成 21 年 (H20.10.1～H21.9.30)	平成 22 年 (H21.10.1～H22.9.30)	平成 23 年 (H22.10.1～H23.9.30)
木くず	20,546	14,366	13,262
汚泥	0	0	0
家畜ふん尿	0	0	0
中間処理	平成 21 年 (H20.10.1～H21.9.30)	平成 22 年 (H22.10.1～H23.9.30)	平成 22 年 (H22.10.1～H23.9.30)
木くず	22,882	22,128	13,531
汚泥	349	390	570
家畜ふん尿	49	49	147

(5) 廃棄物処理料金

下記単価見積。現物、性状確認後料金を確定。

品 目		単 位	処理料金
木くず	根株	m3	8,500 円
	枝葉・竹・草・丸太	m3	6,000 円
	建築廃材	m3	6,500 円
汚 泥		t	8,000 円
家畜ふん尿		m3	8,000 円



木材破砕機 HC2410

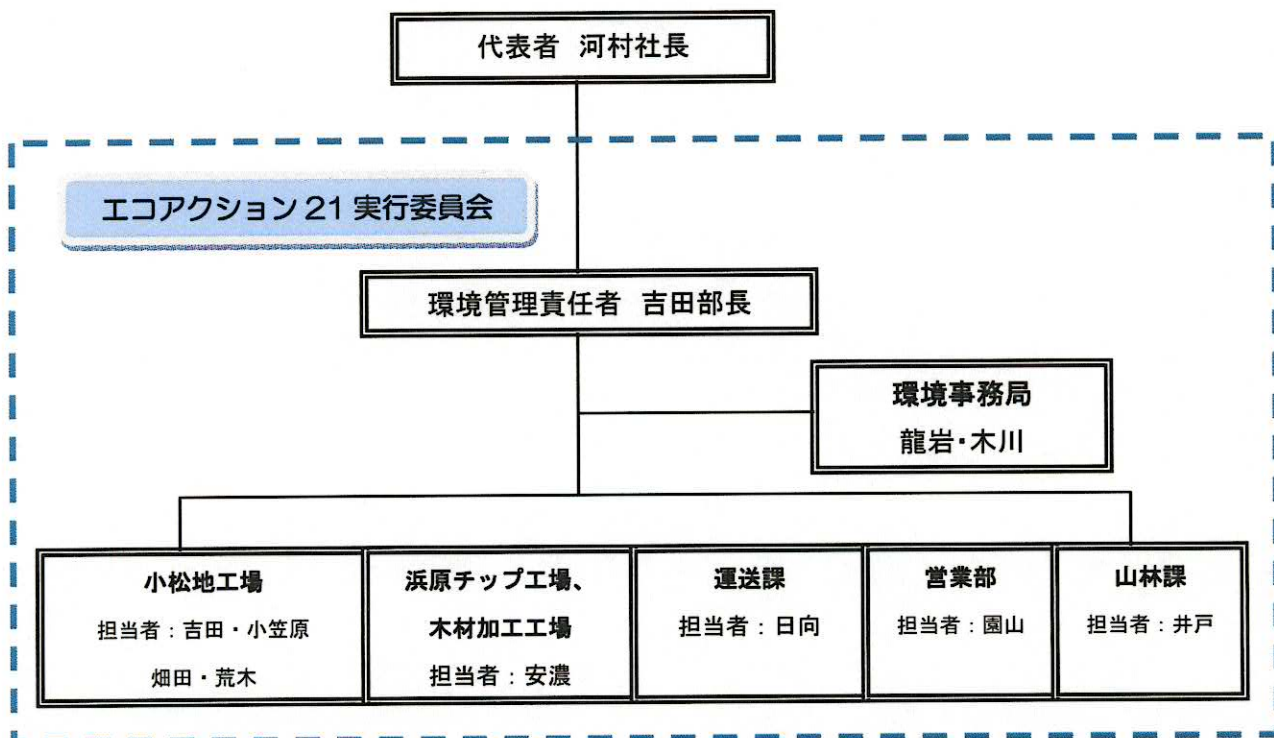
6、沿革

昭和 52 年 4 月	本社：邑智郡邑智町浜原、工場：邑智郡邑智町粕淵へ設立 資本金 4,000 万円
平成 2 年 4 月	三瓶堆肥化センターを 大田市三瓶町志学 1981-1 にて開設
平成 10 年 10 月	樹木伐採・伐根リサイクルシステム確立
平成 11 年 6 月	移動式破碎機導入(樹木リサイクラーHC2400AT)1 号機
平成 11 年 11 月	島根県産業廃棄物週種運搬業許可
平成 12 年 1 月	島根県産業廃棄物処分業許可
平成 12 年 7 月	移動式破碎機導入(樹木リサイクラーHC2400AT)2 号機
平成 12 年 9 月	本社を邑智郡邑智町粕淵 688 番地に移転(のち、町村合併で美郷町に)
平成 13 年 1 月	島根県木材業者登録
平成 16 年 3 月	自動袋詰機【小袋専用】導入
平成 16 年 8 月	移動式破碎機導入(樹木リサイクラーHC2410)3 号機
平成 17 年 4 月	しまねグリーン製品に認定(くにびき堆肥・くにびきソイル)
平成 17 年 9 月	広島県産業廃棄物収集運搬業許可
平成 20 年 4 月	しまねストップ温暖化宣言事業者登録
平成 20 年 8 月	移動式破碎機導入(樹木リサイクラーHC2410)4 号機
〃	一般廃棄物施設許可取得
平成 20 年 12 月	「しまね地球温暖化防止活動大賞 事業者部門 優秀賞」受賞
平成 21 年 9 月	本社及び堆肥化工場を邑智郡美郷町小松地 320 番地に新設。
平成 21 年 9 月	工場新設に伴い、粕淵製造所、三瓶堆肥化センター、野間工場を閉鎖。
〃	チームマイナス6%加入
平成 22 年 1 月	チームマイナス6%からチャレンジ25に移行
平成 22 年 8 月	エコアクション21 認証・登録完了
平成 22 年 9 月	移動式破碎機老朽化のため廃止(樹木リサイクラーHC2400AT)1 号機
平成 22 年 11 月	移動式破碎機導入(樹木リサイクラーモバーク)



沈渣池清掃風景

Ⅱ 環境マネジメント推進体制



	役割・責任・権限
代表者（社長）	・環境活動に関する統括責任 ・環境責任者の任命 ・環境方針の策定、見直しを従業員へ周知 ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備 ・環境活動レポートの承認 ・環境目標、環境活動計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・環境目標、環境活動計画書を確認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境活動レポートの確認 ・エコアクション 21 実行委員の任命 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口（初期対応、代表者への報告）
環境事務局	・環境管理責任者の補佐、EA21 実行委員会の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境目標、環境活動計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・内部コミュニケーションの窓口 ・環境活動レポートの作成、公開(事務所に備え付けと地域事務局への送付) ・月一度 EA21 実行委員会の召集
部門担当者	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められた事を守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

Ⅲ 中長期環境目標

作成日：平成22年11月20日

中長期環境目標設定書

Ⅲ 中長期環境目標

作成日：平成22年11月20日

中長期環境目標設定書

承認		作成	
吉田 博之		龍岩 和則	
EA21コア指標	環境方針	取組項目	中長期の環境目標(平成25年度まで)
化石燃料等の燃焼	エコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制をします。	ガソリン消費量の削減(単位:L)	使用ガソリンの消費量を削減し、二酸化炭素排出量を平成25年度末まで前年度比3%づつ削減。
		軽油消費量の削減(単位:L)	使用軽油の消費量を削減し、二酸化炭素排出量を平成25年度末まで前年度比5%づつ削減。
		灯油消費量の削減(単位:L)	使用灯油の消費量を削減し、二酸化炭素排出量を平成25年度末まで前年度比5%づつ削減。
		電力消費量の削減(kw)	使用電気の消費量を削減し、二酸化炭素排出量を平成25年度末まで前年度比3%づつ削減。
エネルギーの消費・水の消費	電気・灯油・ガスの使用量を減らし、CO ₂ の排出量を削減します。又、節水に努め排水量を削減します。	暖房用灯油消費量の削減(単位:L)	使用灯油の消費量を削減し、二酸化炭素排出量を平成25年度末まで前年度比1%づつ削減。
		ガス消費量の削減(単位:m3)	使用ガスの消費量は平成22年度を維持する。
		事業所利用水の節水(単位:m ³)	水の使用量を平成25年度末まで前年度比3%づつ削減。
		受託した産業廃棄物の適正処理	適正な処理により、100%再資源化を維持する。
受託した廃棄物の処理・廃棄物の排出	受託した産業廃棄物を適正に処理し、再利用率、再資源化、減量化しリサイクルに取り組み、又、排出する廃棄物に關して、適正処理と分別を実施し、リサイクルを推進し、廃棄物を削減します。	分別及びリサイクルの推進	町が定める分別、適正処理、回収等に協力し、廃棄物排出量を削減するよう努力する。

社会貢献	事業所周辺の清掃活動を実施し、地域の環境活動に積極的に参加します。	事業所周辺の清掃活動実施	同左	同左	同左	同左
		稚鮎の放流活動実施	同左	同左	同左	同左
		バイオマス利活用に関する普及活動実施	同左	同左	同左	同左
		学校の奉仕作業から発生した刈草等の引取実施	同左	同左	同左	同左
グリーン購入の推進	グリーン製品の購入に努め環境へ貢献します。	グリーン製品の積極購入	同左	同左	同左	同左
化学物質の使用・排出	汚水処理用薬品の適正管理と、適正使用に努めます。	薬品の適正管理、適正使用	同左	同左	同左	同左
社員教育	環境理念・環境方針の周知、関連法令の順守を確実に実践します。	環境教育、関連法令の勉強会の実施。	同左	同左	同左	同左

Ⅳ 環境目標とその実績

平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月にかけて、環境方針・環境活動計画に基づいて行った活動について、環境管理責任者による評価、目標の達成状況を以下に示します。

環境負荷 発生源	削減対象項目	平成 22 年度実績値 (H21.10～H22.9)		削減目標 割合	平成 23 年度 実績値	増減 割合	達成 状況
電気	CO ₂ 排出量(*1)	102,539	kg-CO ₂ /年	3%	105,314	+2.7%	×
軽油	CO ₂ 排出量	1,100,181	kg-CO ₂ /年	3%	1,051,549	▲4.4%	○
LPG	CO ₂ 排出量	82	kg-CO ₂ /年	0%	91	▲11.0%	○
ガソリン	CO ₂ 排出量	52,850	kg-CO ₂ /年	7%	48,137	▲8.9%	○
灯油 (重機用)	CO ₂ 排出量	56,086	kg-CO ₂ /年	3%	36,285	▲35.3%	○
灯油 (暖房用)	CO ₂ 排出量	551	kg-CO ₂ /年	3%	1,231	+123.4%	×
CO ₂ 排出量計			1,312,289	0.2%	1,242,607	▲ 5.3%	○
可燃ごみ	重量	1,850	kg/年	-	540	▲70.8%	—
不燃ごみ	重量	970	kg/年	-	70	▲92.8%	—
排水量	重量	562	kg/年	0%	453	▲19.4%	○

*1 電気実排出係数=0.378 にて計算(EA21 ガイドライン 2004 年版の数値)

(注)評価欄 ○:目標達成、△:目標やや未達、×:目標未達

V 過去三年間の実績

項目	削減対象	平成 20 年 (H19. 10～H20. 9)	平成 21 年 (H20. 10～H21. 9)	平成 22 年 (H21. 10～H22. 9)
二酸化炭素 排出量 (kg-CO ₂)	電気	107,253	99,515	102,539
	軽油	1,061,632	1,125,511	1,100,181
	L P G	84	147	82
	ガソリン	49,707	58,267	52,850
	灯油（重機用）	76,081	64,247	56,086
	灯油（暖房用）	2,058	2,036	551
	計	1,296,815	1,349,723	1,312,289
廃棄物 排出量	廃プラ (kg)	14,930	15,550	22,370
	可燃ごみ (kg)	880	2,350	1,850
	不燃ごみ (kg)	820	560	970
排水量 (m ³)	総排水量	371	371	562

VI 環境活動計画の内容と取り組みの評価

【環境方針 1：エコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に取り組みます】

対象 エネルギー	活動概要	環境管理責任者評価
ガソリン 軽油	エコドライブに関する社員教育	日野自動車の協力により講習会を開き社員教育をした成果が着実に表れていて良いと思います
	エコドライブの実践	社員全員が真剣に取り組み目標が達成された
	燃料使用状況の確認	確認し整理されて良い
	アイドリングのストップ	社員全員が意識しエンジンをこまめに切っている。
	タイヤ圧の適正管理	始業前の点検にて個々に管理し点検表にて確認しましょう。

【環境方針 2：事業活動に伴って生じる二酸化炭素排出量と排水量を削減します。】

対象 エネルギー	活動概要	環境管理責任者評価
電気	休憩時間の消灯	確実にスイッチオフが定着しています。
	設備空転時の電源停止	全てオフ
	エアコンの温度設定を夏 28℃、冬 20℃とする。	夏、冬の服装にも気を使い設定温度を守れるようになった。
	給湯時の温度設定に気をつける。	しっかりと守られて良かった。
灯油	実績値参照	皆が設定温度をこまめにチェックしていたので実績につながったと思う。
LPG	実績値参照	油物以外には給湯器を使用しなかったなので実績につながったと思う。
水道	節水を心掛ける。	洗車も回数を減らし節水に心掛けた
	雨水の利用	検討中
	使用水の再循環利用	検討中
	蛇口への節水コマ取り付け	検討中

【環境方針3：受託した産業廃棄物を適正に処理し、再生利用、再資源化、減量化し、リサイクルに取り組むとともに、自社から排出する廃棄物の削減に努めます】

対象 エネルギー	活動概要	環境管理責任者評価
受託した産業廃棄物について	受託した産業廃棄物を適正に処理する。	全てに置いて適正に処理が出来ていた
	破砕機の処理量の適正化	一日の処理能力を守り適正に処理されていた。
	廃棄物再利用先の拡大 (再資源化の推進)	営業範囲を拡大し利用先の獲得を目指している
排出産業廃棄物について	ゴミの分別を徹底する。	再教育をして個々の意識向上を図った。
	ゴミ（缶・瓶・ペットボトル・燃えるごみ・燃えないゴミ）排出状況の確認【実績値参照】	可燃ゴミは減少傾向にあるが、不燃ゴミ、廃プラ等は排出量を抑制するよう努力したい。

【環境方針4： 地域社会の一員として、事業場周辺の清掃活動を通して、地域社会の環境リーダーとして貢献に努めます。 】

活動概要	環境管理責任者評価
年二回、全社員により事業場周辺の清掃活動を行う。	社屋及び周辺地域の清掃や空き缶拾いなどを年二回行い地域住民に喜ばれた。
稚アユの放流などを通して、地域の自然環境保全に貢献する。	稚アユ放流が地域の子供達との触れ合いを通し自然環境保全に貢献する行事として定着させて行きたい
美郷町や周辺企業に対するバイオマス利活用に関するアドバイス等の実施。	講習会や委員会などに積極的に参加し意見交換をして見聞を広める。

【環境方針5： グリーン購入について学習し、推進します。 】

活動概要	環境管理責任者評価
エコ商品カタログの活用	社員の目に付く所に配置すること。
エコ商品への切替の推進	物品購入時にエコ商品への切換えを推奨する。

【環境方針6： 化学物質は、慎重かつ適正に使用・保管します。】

活動概要	環境管理責任者評価
化学物質の入庫、使用、在庫数量の把握及び記録	担当責任者が帳簿を付け使用数量と在庫数量が把握出来様にしていたがデータとして残せるようにすること。又保管庫の管理もしっかりとすること。
適正に使用しているか。	帳簿付けをして入庫時に役立てる事・
保管状況の確認	部外者の持ち出しが容易に出来ないようにする事。(鍵掛けが出来るように)

【環境方針7： 関連法令を遵守し、環境理念・環境方針の周知徹底で、確実に実践します。】

活動概要	環境管理責任者評価
関連法令について学習する	担当責任者の講習会への派遣等行い再教育を行う。又月一回のエコアクション定例会を行い社員への周知徹底をはかる。
外部、内部よりの苦情があったか。また、あれば適正に対処できたか。	外部、内部よりの苦情はなかったが、内部よりの意見はたくさん出たので、その都度EA21 実行委員会で話し合った。 (コミュニケーション記録参照)

Ⅶ 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規への違反、訴訟等について

産業廃棄物収集運搬業及び処分業については、環境活動計画に掲げる遵守事項を確実に守り、関連法規への違反はありませんでした。また、環境関連法規に関連して関係機関からの指導などは過去三年間ありませんでした。また、関連して訴訟等は過去三年間一切ありませんでした。

産業廃棄物排出事業者としても、環境活動計画に掲げる遵守事項を確実に守り、関連法規への違反等ありませんでした。また、毎年島根県へ「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」にて報告を行っています。

(2) 環境コミュニケーションについて

・外部からの苦情等

当社業務に関連して、過去三年間違反が無く、関係当局からの指摘もありませんでした。また、周辺住民等からの苦情もありませんでした。

対象事項	関係法令名と遵守概要	違反の有無
水質汚濁	地元住民及び関係漁協との協定書 (水の透視度及び騒音・振動の管理)	無し
騒音・振動		
産業廃棄物	廃棄物処理法 (適正保管、適正処理、適正委託及び受託)	無し
肥料	肥料取締法(製造許可)	無し
一般廃棄物	美郷町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 (適正保管、適正処理、適正委託及び受託)	無し
浄化槽	浄化槽法	無し
資源の有効利用促進	リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法	無し
可燃物の管理	消防法	無し

・外部への働きかけ

当社ホームページブログでエコアクション 21 に伴う活動を紹介して、外部への情報発信を行っています。

・内部コミュニケーション

* 環境方針及び環境活動計画を全社員に配布し、周知徹底させました。

* エコアクション 21 実行委員会(以下 EA21 実行委員会)の活動を充実

毎月第 3 土曜日に EA21 実行委員会を開催

(代表者、環境管理責任者、事務局、各部署の代表計 12 名にて構成)

EA21 実行委員会での内容を各部署の代表者が部署委員会にて報告

部署委員会にて出た意見、要望等を EA21 実行委員会で報告し意見交換

* 環境方針に沿った『今月の重点目標』を設定し、2 名の推進委員で抜き打ちチェックを行い、給料日、EA21 実行委員会で報告。このことにより、全員が環境方針を意識し続けることができていると思う。

* 実行委員会の記録は議事録として残し、また、提案・意見等は内部コミュニケーション記録として残し、全員が閲覧できるようにしました。

今後も色々工夫して『風通しのよい』環境を作って行きたいと思います。

VII 代表者による環境活動の評価と環境経営の見直しについて

*** 環境活動の取り組み状況**

エコアクション21の取り組みも社員一人一人理解してきたように思える。

毎月の実行委員会会議も行うようになり、初期のころは意見発言が少なく心配していたが回数を重ねるにつれ活発になってきた。活動についてまず実行委員が意識を高め、他の社員を率先して行動を起こし、みんなで取り組む事が重要に思う。自分たちで行う活動と思い取り組んでほしい。

活動も年間活動、月間活動など目標をたてわかりやすく社員に告知し行事運営も行えている。今後も難しく考えずに自分たちの出来ることを自分たちで行える活動を行ってほしい。

*** 環境目標の達成について**

今回はおおむね達成にあると思う。

しかし事業活動による増減があるため難しく思う。

事業活動（売上等）に比例していれば良いと思う。

*** 今後の見直しについて**

事業活動における高効率等を改善精査し環境目標を達成出来るようにしたい。

車両や機械の更新時には低燃費や高効率の物を優先に考え導入していきたい。

地域への社会貢献が一つでも多く出来るよう考えて行きたい。

2011 年 11 月 30 日

山興緑化有限会社

代表取締役 河村 健司